

## 8. 庁舎跡地周辺まちづくりの推進

池袋駅の東口は、サンシャインシティ方面に歩行者の流れが集中し、人々でにぎわう空間の広がりに課題のあるエリアです。区は、新庁舎整備を契機として、庁舎移転後の現庁舎地の民間活用をはかり、新たな賑わい拠点を形成する計画です。また近年、現庁舎地周辺では、民間による開発事業が活発化しており、こうした民間動向と相まって、現庁舎地周辺のまちづくりとして展開することで、池袋副都心全域での魅力と回遊性を高めていくことが必要です。

このため、平成23年3月に地元商店会や町会の代表等で構成される「現庁舎周辺まちづくりを考える会」が発足し、地元大学の立教大学や帝京平成大学も加わり、まちづくりワークショップを行い、同会より提出された「まちづくり提言書」の趣旨を活かしつつ、まちの姿が大きく変わるこの機会をとらえ、賑わいにあふれ、人が回遊する魅力的なまちづくりの実現を図ってきました。

そして、新庁舎の整備に伴って計画されている庁舎跡地の活用及び新ホール整備を契機としたまちづくりを計画的、総合的に推進するため、平成26年3月に「現庁舎周辺まちづくりビジョン」（以下「まちづくりビジョン」）を策定しました。これは、都市計画マスターplan及び池袋副都心整備ガイドプランにもとづき、「現庁舎周辺まちづくりを考える会」からの提言も踏まえ、現庁舎周辺のまちづくりの方向性を示したもので、実現のためのアクションプログラムも定めています。今後、計画的で総合的なまちづくりを展開しながら池袋副都心の都市再生を推進させていきます。

### (1) 現庁舎周辺まちづくりの方針

まちづくり活動の目標や公共施設整備の方針を次のとおり掲げています。

- ・1 魅力的な文化にぎわい拠点をつくる
- ・2 安全安心の拠点をつくる
- ・3 2つの拠点をつなぎ新たな回遊性を生み出す
- ・4 グリーンループをつくりスマートシティをめざす
- ・5 にぎわいのまちづくりを広げる

### (2) ビジョンの実現に向けたアクションプログラムの内容

具体的に実施する整備計画等の概要を示しています。

- ・1 現庁舎地の活用による文化にぎわい拠点の形成（⇒ 98頁参照）
- ・2 新庁舎と南池袋公園整備による安全安心拠点の形成
- ・3 南北区道（アーバンコリドー）の整備を中心とした回遊空間の形成
- ・4 みどりのランドマーク（グリーン大通り）の再生
- ・5 未来を見据えたまちづくり基盤の構築

### (3) 対象地域

図表 2-5-8 現庁舎周辺まちづくりビジョン対象エリア



図表 2-5-9 南北区道の整備イメージ



図表 2-5-10 中池袋公園の整備イメージ



#### (4) 経緯

平成23年3月 「現庁舎周辺まちづくりを考える会」発足

平成23年6月 まちづくりワークショップ4回開催

~同24年2月

## 平成24年5月 まちづくりワークショップ結果報告会

区長に「まちづくり提言書」提出

平成24年9月 現序舎周辺まちづくり検討会議開催

平成 26 年 3 月 「現庁舎周辺まちづくりビジョン」策定

平成26年7月 「現庁舎周辺まちづくりビジョン連絡会」発足

## 9. 巣鴨地区街づくり

巣鴨地蔵通り周辺地区は白山通りの拡幅に伴い、地蔵通り関連の道路や便益施設の整備等による商店街・観光地としての景観形成や魅力の向上などが課題となっています。

このような中で、巣鴨地区街づくり協議会より、平成 14 年に都議会及び区議会へ街づくりの推進の請願がなされ、さらに平成 20 年 3 月には区長に要望書が提出されるなど地域の動向も活発化しており、「“のんびり”“ゆったり”とした参詣と街歩きを楽しめる環境を形成する」などが求められています。

そこで、平成 21 年度に実施した基礎調査による現況把握と意向調査の分析等をもとに、平成 22 年度は巣鴨地蔵通り及び沿道地区における公共施設整備を主とする整備の方向性を、平成 23 年度はその方向性を具体的に発展させるための検討を実施しました。

平成 24・25 年度は、整備の方向性を実現するために道路整備課を含めて地元と検討し、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 か年で、高岩寺先から折戸通りまで、歩道の拡幅・カラー化の整備を行っています。今後、電線地中化の検討も行なっていきます。

街づくりに関する主な取り組みは次のとおりです。

- 平成 11 年 2 月 巣鴨地区街づくり協議会(以下、街づくり協議会)発足
- 平成 14 年 12 月 街づくり協議会が、都議会へ「豊島区巣鴨二、三丁目の放射 9 号線拡幅に伴う道路整備とまちづくりに関する請願」、区議会へ「放射 9 号線（通称白山通り）拡幅に伴う道路整備とまちづくりについての請願」を提出
- 平成 17 年 9 月 巣鴨地蔵通り四丁目地区地区計画決定告示
- 平成 19 年 6 月 街づくり協議会、拠点整備について区へ申し入れ
- 平成 20 年 3 月 街づくり協議会が、区長へ「放射 9 号線（国道 17 号線）拡幅に伴う道路整備と街づくりに関する要望」を提出
- 平成 21 年 3 月 街づくり協議会が、区議会へ「巣鴨地蔵通り周辺地域の総合的なまちづくりの促進に関する請願」を提出
- 平成 22 年 3 月 巣鴨地区まちづくり計画策定の基礎調査
- 平成 23 年 3 月 巣鴨地区まちづくり方針の検討
- 平成 24 年 3 月 巣鴨地蔵通り周辺地区の整備構想検討
- 平成 24 年 12 月 区長へ要望書「巣鴨地蔵通りおよび周辺のまちづくり事業推進について」を提出
- 平成 25 年 1 月 巣鴨地蔵通り・路地整備に関する意見交換
- 平成 25 年 4 月、5 月、7 月 巣鴨地蔵通りバリアフリー整備に関する意見交換
- 平成 26 年 3 月 巣鴨地蔵通りバリアフリー整備計画説明会（一般区民向け整備計画説明）
- 平成 26 年 4 月、7 月 巣鴨地区街づくり協議会（連絡会）整備計画意見交換
- 平成 26 年 9 月 巣鴨地区街づくり協議会（総会）整備計画意見交換
- 平成 26 年 9 月 区長へ要望書「巣鴨地蔵通り入口周辺および関連するまちづくり事業の促進につ

いて」を提出

平成27年3月 巣鴨地区街づくり協議会（総会）工事経過及び計画説明

## 10. 商店街の整備

地域の商店街は、街並みを特徴づけるとともに独特のにぎわいを形成しています。魅力ある商店街を整備することは、都市の活力を高め、多くの人々が楽しめるまちづくりを進めることになります。豊島区では、商店街の整備に関する要綱を定めて、魅力ある商店街づくりを推進しています。

### (1) 施設整備事業

商店街の活性化及び安全で快適な魅力ある商店街づくりに寄与することを目的として、アーチ・放送設備・装飾街路灯の設置等の共同施設整備事業に要する経費の一部を「豊島区商店街振興事業費補助金交付要綱」に基づき助成するものです。平成15年度から東京都の制度が拡充され、東京都新・元気を出せ商店街事業と連携して補助するようになりました。

事業の実績(助成商店街数)は、次のとおりです。

図表 2-5-11 商店街施設整備事業実績

	道路の カラー舗装	装飾 街路灯	アーチ	アーケード	その他の 共同施設
昭和60年度～ 平成5年度の計	7	115	27	5	10
平成6年度	1	20	3	2	5
平成7年度	1	18	4	-	4
平成8年度	-	7	1	-	2
平成9年度	1	8	2	-	4
平成10年度	1	6	4	-	2
平成11年度	-	12	2	-	1
平成12年度	-	6	2	-	5
平成13年度	-	6	-	1	1
平成14年度	-	2	-	1	1
平成15年度	-	5	-	1	1
平成16年度	-	2	2	-	1
平成17年度	-	11	2	-	1
平成18年度	-	11	1	-	1
平成19年度	-	14	4	-	2
平成20年度	-	9	3	-	2
平成21年度	-	6	4	-	1
平成22年度	-	4	1	-	1
平成23年度	1	17	-	-	-
平成24年度	-	8	-	-	-
平成25年度	-	7	-	1	-
平成26年度	-	1	1	1	1
合計	12	295	63	12	46

## 11. 中心市街地活性化事業

中心市街地活性化事業は、巣鴨・大塚地区を中心市街地と位置付け、商業の活性化及び市街地整備に総合的に取り組むことを目的とした事業です。平成17年3月に「豊島区中心市街地活性化基本計画」を策定し、活性化事業に取り組むためのタウンマネージメント機構(TMO)として、豊島区と該当地域の商店街等が出資して、第三セクターである「株式会社豊島にぎわい創出機構」を設立しました。

計画期間を概ね10年間とし、各種事業を展開する予定でいましたが、平成18年6月に根拠法令である「中心市街地活性化法」が改正され、巣鴨・大塚地区が国庫補助等の対象外となってしまったため、「豊島区中心市街地活性化基本計画」に基づく事業実施は事実上困難となりました。一方で、「株式会社豊島にぎわい創出機構」については、各種イベントの実施や、若手商業者のネットワーク形成に寄与しているとの認識から存続することとなり、豊島区からの支援のもと一部の事業を継続してきました。

平成21年10月1日、株主の一員である巣鴨駅前商店街振興組合に区所有の株式を含めたすべての株式が譲渡され、当組合の100%子会社となったことから、豊島区が出資する第三セクターとしての位置づけから外れました。また、株式会社の商号も平成21年12月1日に「株式会社豊島にぎわい創出機構」から「株式会社すがもびと」に変更されました。これにより、豊島区が実施する中心市街地活性化事業は平成21年度をもって終了することとなりました。